○国土交通省令第百九号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　通則（第一条・第一条の二）	第一章　通則（第一条・第一条の二）
第二章　船舶運航事業	第二章　船舶運航事業
第一節　旅客定期航路事業	第一節　定期航路事業
第一款　一般旅客定期航路事業（第二条―第十九条の二の二）	第一款　旅客定期航路事業（第二条―第十九条の四）
第二款　特定旅客定期航路事業（第十九条の二の三―第十九条の四）	第二款　内航貨物定期航路事業（第二十条―第二十一条の十一）
第三款　対外旅客定期航路事業（第二十条―第二十条の十三）	第三款　外航定期航路事業（第二十一条の十二―第二十一条の二十三）
第二節　貨物定期航路事業	第二節　不定期航路事業
第一款　貨客定期航路事業	第一款　内航不定期航路事業（第二十二条―第二十三条の六）
第一目　内航貨客定期航路事業（第二十一条―第二十一条の五）	第二款　外航不定期航路事業（第二十三条の七―第二十三条の十三の二）
第二目　外航貨客定期航路事業（第二十一条の六）	第二節の二　旅客の安全を害するおそれのある行為（第二十三条の十四）
第二款　貨物専用定期航路事業	第二節の三　報告（第二十三条の十五―第二十三条の十七）
第一目　内航貨物専用定期航路事業（第二十一条の七）	第三節　航海命令従事証明書（第二十四条）
第二目　外航貨物専用定期航路事業（第二十一条の八―第二十一条の十一）	第四節　損失補償（第二十五条）
第三節　不定期航路事業	第五節　運送に関する協定等（第二十六条―第二十八条）
第一款　旅客不定期航路事業（第二十二条―第二十二条の七）	第三章～第六章　（略）
第二款　一般不定期航路事業	第七章　特定船舶の導入の促進（第四十二条の十四―第四十二条の十七）
第一目　内航一般不定期航路事業（第二十三条―第二十三条の六）	
第二目　外航一般不定期航路事業（第二十三条の七―第二十三条の十）	
第三款　外航貨物専用不定期航路事業（第二十三条の十一―第二十三条の十三）	
第四節　旅客の安全を害するおそれのある行為（第二十三条の十四）	
第五節　報告（第二十三条の十五―第二十三条の十七）	
第六節　航海命令従事証明書（第二十四条）	
第七節　損失補償（第二十五条）	
第八節　運送に関する協定等（第二十六条―第二十八条）	
第三章～第六章　（略）	
第七章　特定船舶の導入の促進（第四十二条の十四―第四十二条の十八）	